

大分県報

令和六年
第五四四号
九月二十日

（金曜日）

目次

告示

林業種苗法による指定採取源の指定の解除……………一

大分海区漁業調整委員会告示

豊前海におけるあさりの採捕の禁止……………一

かく長三センチメートル以下のあさりの採捕の禁止……………二

伊予灘海域におけるたちうお浮きはえなわ漁業の禁止……………二

公告

土地改良区の役員の就退任……………三

落札者等の公示……………三

○告示

大分県告示第四百四十四号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第九条第一項の規定により、次の指定採取源の指定を解除する。

令和六年九月二十日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 指定番号

大分普四十五一六

二 指定年月日

昭和四十六年三月二十三日

三 指定採取源の種別

普通母樹林

四 樹種

ひのき

五 所在場所

豊後高田市一畑字宮ノ中

六 本数

百七十九本

七 面積

〇・三一ヘクタール

八 所有者等の氏名又は名称及び住所

昭和住宅株式会社 代表取締役 三徳屋 浩

福岡県北九州市八幡西区町上津役西四丁目二番十六号

○大分海区漁業調整委員会告示

大分海区漁業調整委員会告示第十五号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十条第一項の規定により、次のとおりあさりの採捕を禁止する。

ただし、大分県が試験研究のために採捕する場合及び大分海区漁業調整委員会が公益上必要と認めた場合は、この限りでない。

令和六年九月二十日

大分海区漁業調整委員会会長 小野 眞 一

一 禁止区域

次に掲げるイからへまでの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線によって囲まれた海域

点イ 中津市山国川山国橋右岸下流端

点ロ 山国川山国橋の下流側中央

点ハ 中津市小祝漁港の旧突堤の先端の跡に設置した標識（海区漁場計画の公示（令和五年大分県告示第二百十二号）で規定する基点第五十八号）から真方位二百九十六度二十分八十メートルの点

点ニ 点ハから真方位六度十五分一万七千メートルの点

点ホ 点ヘから真方位三百四十二度四十分三十秒九千九百四十メートルの点

点ヘ 豊後高田市と国東市との境界の標識（海区漁場計画の公示（令和五年大分県告示第二百十二号）で規定する基点第六十一号）

二 禁止期間等

令和六年十月一日から令和七年九月三十日までの間のそれぞれ日没から日の出まで。ただし、令和六年十月十六日から同月三十一日までの間については終日

大分海区漁業調整委員会告示第十六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十条第一項の規定により、次のとおりかく長三センチメートル以下のあさりの採捕を禁止する。

ただし、大分県が試験研究のために採捕する場合及び大分海区漁業調整委員会が公益上必要と認めた場合は、この限りでない。

令和六年九月二十日

大分海区漁業調整委員会会長

小 野 貞 一

一 禁止区域

次に掲げるイからへまでの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線によって囲まれた海域

点イ 中津市山国川山国橋右岸下流端

点ロ 山国川山国橋の下流側中央

点ハ 中津市小祝漁港の旧突堤の先端の跡に設置した標識（海区漁場計画の公示（令和五年大分県告示第二百十二号）で規定する基点第五十八号）から真方位二百九十六度二十分八十メートルの点

点ニ 点ハから真方位六度十五分一万七千メートルの点

点ホ 点ハから真方位三百四十二度四十分三十分九千九百四十メートルの点

点ヘ 豊後高田市と国東市との境界の標識（海区漁場計画の公示（令和五年大分県告示第二百十二号）で規定する基点第六十一号）

二 禁止期間

令和六年十月一日から令和七年九月三十日まで

大分海区漁業調整委員会告示第十七号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十条第一項の規定により、次のとおりたちうお浮きはえなわ漁業を禁止する。

令和六年九月二十日

大分海区漁業調整委員会会長

小 野 貞 一

一 禁止区域

伊予灘協定水域（点コと点サを結ぶ直線、点ス、点ツ及び点セを順次結ぶ直線、点テと点トを結ぶ直線、点チと点ナを結ぶ直線並びに点サと点ス、点セと点テ、点トと点ナ及び点コと点チをそれぞれ結ぶ最大高潮時海岸線から八千メートルの線で囲まれた水域をいう。）のうち、伊予灘協定東部海域（伊予灘協定水域のうち点ケと点シを結ぶ直線以東の海域をいう。）並びに山口県及び愛媛県の最大高潮時海岸線から一万メートル以内の海域

点ア 大分県大分市関崎

点イ 大分県国東市安岐崎沖灯浮標

点ウ 大分県国東郡姫島村姫島灯台

点エ 山口県熊毛郡上関町小祝島西端

点オ 山口県熊毛郡上関町祝島北西端

点カ 山口県熊毛郡上関町祝島西南端

点キ 山口県熊毛郡上関町祝島東端

点ク 愛媛県西宇和郡伊方町見舞崎灯台

点ケ 愛媛県西宇和郡伊方町佐田岬灯台

点コ 点ウから点エ見通し八千メートルの点

点サ 点エから点ウ見通し八千メートルの点

点シ 点オから点ウ見通し五千メートルの点

点ス 点キと点クを結ぶ直線と山口県熊毛郡上関町ホウジロ島の最大高潮時海岸線から八千メートルの線との交点

点セ 点クから点カ見通し八千メートルの点

点ソ 点ケから点シ見通し八千メートルの点

点タ 点アと点イを結ぶ直線と点セと点ソを結ぶ直線の延長線との交点

点チ 点アと点イを結ぶ直線と大分県国東半島の最大高潮時海岸線から八千メートルの線との交点

点ツ 点キと点クを結ぶ直線と点ソと点セを結ぶ直線の延長線との交点

点テ 点セと点タを結ぶ直線と愛媛県佐田岬半島の最大高潮時海岸線から八千メートルの線との交点

点ト 点セと点タを結ぶ直線と大分県大分市高島の最大高潮時海岸線から八千メートルの線との交点

点ナ 点アと点イを結ぶ直線と大分県佐賀関半島の最大高潮時海岸線から八千メートルの線との交点

二 禁止期間

一 禁止区域

令和六年十月一日から令和七年九月三十日まで

○公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、世利川井路土地改良区（大分市）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

令和六年九月二十日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

（退任役員）

役名	氏名	住 所
理事	太田 富雄	大分市大字竹矢一一二四番地
〃	麻生 秀之	〃 大字横瀬二二九六番地
〃	小野 日支男	〃 大字竹矢二二〇三番地
〃	小野 廣	由布市挾間町筒口一七二番地
〃	和田 清秀	大分市大字上詰八八四番地の六
監事	奈須 栄一	〃 大字下原九八六番地
〃	佐藤 美喜夫	〃 大字竹矢六三七番地の七
〃	野口 安則	〃 大字入蔵一〇七三番地
（就任役員）		
役名	氏名	住 所
理事	和田 清秀	大分市大字上詰八八四番地の六
〃	奈須 栄一	〃 大字下原九八六番地
〃	小野 日支男	〃 大字竹矢二二〇三番地
〃	太田 富雄	〃 大字竹矢一一二四番地
〃	多賀 文雄	由布市挾間町筒口六六七番地

〃 高場 正富 大分市大字福宗一一一八の四番地

〃 監事 河野 敏博 〃 大字竹矢二六九五番地

〃 波多野 政男 由布市挾間町筒口四七二番地

次のとおり落札者等について公示する。

令和六年九月二十日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 落札に係る物品等の名称及び数量

交通安全施設用回線契約 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県警察本部交通部交通規制課

大分市大手町三丁目一番一号

三 落札者を決定した日

令和六年九月二日

四 落札者の氏名及び住所

日本信号株式会社九州支店 支店長 高 田 泰 希

福岡県福岡市中央区大名二丁目四番三十号西鉄赤坂ビル九階

五 落札金額

五十九万三千五百二十七円（月額。消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告をした日

令和六年七月十九日

令和六年九月二十日

大分県報（大分海区漁調委告示・公告）